

# たいほく法人

Vol.60

令和3年2月  
(一社)大北法人会

(題字：遠藤好一さん)

## 北の安曇野探訪



### 須沼の一本桜 (大町市)

写真提供 信州大町の人と自然を写す会  
会長 八角宣一さん

雄大な残雪を抱く北アルプス後立山連峰を背に、のどかな大町市の田園地帯にゆったりと咲き誇る桜は樹齢60年から70年と言われている「江戸彼岸桜」、地元では農作業の目安となる「田打ち桜」と呼ばれ親しまれています。

見頃は4月中旬から下旬、JR大糸線の車窓からもその風景を楽しむ事ができます。

5月頃に現れる爺ヶ岳の雪形「種まき爺さん」と共に農作業の目安となる指標として北の安曇野に春の訪れを告げてくれます。

### 主な内容

会長・税務署長あいさつ……………	2
『税を考える週間』事業……………	3
令和2年度「税についての作文」…	4
令和3年度税制改正に関する提言…	6
税務署だより……………	8
会員企業訪問……………	11
社会保険労務士より……………	12
事業報告……………	14
法人会からのお知らせ……………	15
税に関する絵はがきコンクール…	16



## 年頭のご挨拶

一般社団法人  
大北法人会  
会長 薄井 朋介

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、会員各位、大町税務署、および受託保険会社をはじめ多くの皆様より法人会の事業活動に対しましてご支援をいただき心よりお礼申し上げます。

さて、昨年2月の新型コロナウイルス感染症の発生以来、社会活動、経済活動が大幅に制限され法人会の活動はほぼ全ての事業が中止を余儀なくされ会員企業の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますとともに、お会いする機会が大幅に減り非常に残念であり寂しささえ感じているところがあります。

また、昨年の緊急事態宣言の発令により一時は収束に向うかに見えましたが、8月には第2波、年末には第3波が襲いGo To キャンペーンの中止、年末年始の長期休暇にもかかわらず感染は拡大し続け地方都市にも及んでいます。こうした中、多くの会員企業も大きな打撃を受けていることと心よりお見舞い申し上げます。

国や自治体も中小企業への支援策を多々実施しておりますが、一向に収束の兆しがない中で残された施策は1月31日締め切りの固定資産税の減免ぐらいでしょうか。

いずれにしても、法人会としては企業内での感染防止対策の徹底と事業の継続と雇用を守るための1月末の国会での新たな実効性のある支援策を求めるところであります。

この状況はしばらく続くと思われませんが、会員各位には事業の継続を第一に考えて、耐え抜くことに最大限の努力をしていただきたく思います。

最後に一日も早く新型コロナウイルス感染症が収束し、社会活動、経済活動が回復することを切に願うご挨拶とします。



## 年頭のご挨拶

大町税務署  
署長 池田 孝

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人大北法人会会員の皆様方には健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、旧年中は税務行政全般にわたり、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

貴法人会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会経済活動が制限を受けるなか、青年部による租税教室への講師派遣、「税について考えるチラシを同梱したマスク」の教育委員会などへの寄贈や女性部による小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施により、租税教育事業を通じた納税道義の高揚のために多大な貢献をされておられます。このような皆様方の熱心な取り組みに深く敬意を表する次第であります。

さて、本年の税務行政に目を向けますと、令和2年分所得税等の確定申告が税務署においてすでに始まっておりますが、確定申告会場における新型コロナウイルス感染防止の観点から、自宅からのパソコンやスマートフォンでの電子申告(e-Tax)による非対面方式での申告の推進のほか、会場内の混雑防止のため、入場できる時間枠を指定した「入場整理券」(当日配付又はオンラインによる事前発行)の導入や、当職員はもとより、来場される皆様にも、会場内での検温、手指消毒の実施及びマスクの着用にご協力いただくなど、感染防止対策を徹底して行っております。会員の皆様におかれましては、こうした趣旨をご理解いただき、今後もICTを活用した申告や納税等を積極的にご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、消費税につきましては、令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入が予定されており、本年10月から適格請求書発行事業者の登録受付が開始されます。このインボイス制度の円滑な導入に向け、周知・広報に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに、新しい年が皆様方にとりまして幸多き年となりますよう心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 『税を考える週間』事業

## 納税表彰

多年に渡り、申告納税制度の普及発展に努め納税思想・道義の向上に顕著な功績を上げたとして当会副会長の郷津健さん(株)姫川プラント代表取締役)が関東信越国税局長表彰を、理事で税制委員会副委員長の郷津順一さん(小谷建設(株)代表取締役)が大町税務署長賞を受賞されました。例年開催されていた納税表彰式が新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止されたため、11月18日開催の当会理事会の席上で大町税務署長より表彰されました。



郷津順一さん 池田孝大町税務署長 郷津健さん

## 高校生の「税に関する作文」中学生の「税についての作文」表彰

大北租税教育推進協議会が主催する令和2年度高校生の「税に関する作文」と中学生の「税についての作文」は、高校生より119編、中学生より141編の応募を頂きました。

選考の結果、国税庁長官賞に白馬中学校の奥野結愛さんの「少子高齢化と向き合う」、大町税務署長賞には仁科台中学校川上万葉さんの「税があるからできること」と小谷中学校丸山佳織さんの「税金の大切さ」、白馬高等学校樋本真結さんの「暮らしやすい社会への一歩」が選ばれました。大北法人会長賞としては仁科台中学校の北澤明良大さんの「税金の重要性」と白馬高等学校太田疏斗さんの「税金と新型コロナウイルス」を選出しました。大北法人会長賞の2作品を次ページに掲載いたします。

## 租税教育活動・租税教育用チラシの配布

青年部は、例年小学生を対象に租税教育活動を行なっていて、5月には、新型コロナウイルス感染症の影響で休校が続く授業が思うように進まない児童たちのために、家庭でも学べる租税教育用のテキストを管内の小学6年生全員に配布しました。その後もイベントの中止により税金クイズ大会も中止、青年部では他に何か出来る事はないかと考え、中学生にも税について関心を深めてもらおうと租税教育用のチラシを作成し毎日使うマスクを付けて、管内8校の中学生1,360名に配布致しました。

大町市内4校分は青年部碓井副部長と佐藤幹事が大町市教育委員会へ、小谷中学校は郷津副会長、白馬中学校は飯森副部長、松川中学校は草深副会長、高瀬中学校は矢口副部長が訪問し寄贈いたしました。



大町市教育委員会様へ



## 税に関する絵はがきコンクール作品の展示

『税を考える週間11/11～11/17』期間中、税に関する絵はがきコンクールの作品を市立大町総合病院、市立大町図書館、合同庁舎の3か所に展示させて頂きました。

令和2年度 中学生の「税についての作文」

大北法人会長賞

## 『税金の重要性』

長野県大町市立仁科台中学校 北澤 明良大

「税金をはらいたくない」誰もが一度は思ったことがあるだろう。僕も自分のお母さんやお父さんが一生懸命働いたお金をなぜ国にはらわないといけないのだろうと疑問に思ったことがある。では、もしも日本に税金制度がなかったら僕達は、どのような生活をおくことになるのだろうか。

まず前提として警察や消防(110番や119番)を呼ぶことが無料ではなくなる。強盗などの被害にあった時、警察を呼んでお金を取り戻せてもそのお金を警察にはらわなければならないということだ。これではお金をとりかえした意味がない。また、公共の道路や電灯も壊れても修理されないということだ。街中の道路が壊れてガタガタだったら事故が起きやすいし、電灯がつかなくなったら夜道が暗く犯罪が多発する治安の悪い場所になってしまうだろう。

また、税金を国に納めなければ年金ももらえなく、定年退職をする前にとっても働き大金をためておかないといけなくなる。最悪の場合、高齢者になっても仕事をしてお金をかせがないといけなくなる。だが果たして高齢者を一から成人したばかりの男性と同じ給料でやとってくれる会社などあるだろうか？若い人よりも体力的な面や学力的な面などでおとる高齢者が「この店で働きたい」と思っても少ない給料で働くか、やとってもらえないかの二択だろう。

その他にも、義務教育をうけるのにも、教科書費や給食代などを全額自己負担しなければならない。とても大金になってしまうので学校に通えない子供達が街にあふれかえてしまうだろう。その結果、学費をかせぐために中学生の歳からはたらしに出なければならない人が増えたり、日本国内の学力が低下し経済活動にも支障が出てくるだろう。病院も良い例だろう。今現在、子供は病院代が無料になったり減額されたりしている。だから風邪をひいても治療代が安くすんでいるのだ。

今まで税金の重要性について書いてきたが、この言葉を心に問いかけてほしい。「税金をはらいたくない」今でもこんな気持ちになるだろうか。絶対にならないと思う。なぜなら僕自身が税金の重要性について調べたときに「税金をはらわなかったら自分が苦労するだけだ」と思ったからだ。もし、警察や消防を呼ぶのにお金がかかったら、年金を高齢者になってももらえなかったら、義務教育をうけるのに大金が必要になったら。考えれば考えるほど税金をはらう大切さを実感するだろう。自分が一生懸命働いたお金の一部を国に納めていても、それ以上自分に返ってきているのだ。いわば、税金は子供の頃自分が税金によって助けてもらったことに対するお返しでありまた、高齢者になった時年金をもらうための貯金でもあるのだ。この文章を読んでくださった方が税金の重要性を理解し「税金をはらおう」という気持ちになってくれたらうれしい。

令和2年度 「税に関する高校生の作文」

大北法人会長賞

## 『税金と新型コロナウイルス』

長野県白馬高等学校 太田 硫斗

新型コロナウイルスによって経済的にも影響が出ている。そんな中、僕は新型コロナウイルスに対する緊急経済対策の一環として、特別定額給付金の配布について財源はどこなのか考えていた。もしかしたら今後新たな税金が増えるかもしれない。なので今回、新型コロナウイルスによって税金はどのように使うべきか自分なりに考えてみた。

今、失業者が増えたり、倒産の急増など、経済情勢は厳しさを増していて、私たち国民も厳しい状況である。10万円給付はとてもありがたいものではあったが、税金と生活費ですぐに消えてしまう人もいたようだ。そのため景気が回復するまでの消費税停止、もしくは減税をしてみてもどうだろうか。今回の新型コロナウイルスの影響で中小企業や個人商店などの行き詰まりがとても心配されるからである。消費税は年金に義務教育、公務員の給料など様々なものになっているからゼロにするのは一見ありえないかもしれない。しかし国内生産が年率換算でマイナスになっているので消費税の停止や減税は大切だと思う。

他にも、社会保障や教育、医療など、私たちの暮らしに直結する分野にもっと税金を使ったほうがいいと考えた。理由はより素早く国民の生活を楽にでき、そして人々の暮らしに近い場に税金を使い新たな需要を生み出せば景気回復につながると思ったからだ。そうしなければ昔のような大恐慌並みになるかもしれない。例えばPCR検査を税金で誰でも無料で検査できるようにしてみてもどうだろうか。安全の為にPCR検査を必要としている中、無料で素早く検査できないのはやや不便である。そのため病院や保健所以外のPCR検査専用の小さな施設を設置してみたりして必要としている人が自由に検査できる施設が必要だと思う。

新型コロナウイルスの影響で予想外な事が沢山起きている中、経済を支えていく政府もとても大変だと思う。このような状況だからこそ、私たち一人一人が国民の意見を聞いて税金をうまく使い、経済回復に向かって行くようにしてみる事が大切だと思う。

令和3年度

# 税制改正に関する提言

## 令和3年度 税制改正スローガン

- ❖ コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、  
中小企業に実効性のある支援と税制措置を！
- ❖ 厳しい財政状況を踏まえ、  
コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

### (重点項目・地方関係)

## I. 税・財政改革のあり方

### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

### 2. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策については、旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

### 3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始してい

るが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

## II. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらないからである。

## III. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

## IV. 地方税関係

### 1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の

新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

## 2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

## 3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

## 行動する法人会

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### ① 政党関係

- 自由民主党(11月5日)  
 予算・税制等に関する政策懇談会  
 (税制・中小企業関係)  
 財政・金融・証券関係団体委員長 古賀篤氏
- 公明党(11月17日)

税制改正要望等ヒアリング  
 財政金融部会長 太田昌孝氏

- 立憲民主党(11月18日)  
 税制改正要望ヒアリング  
 財務金融部会長 牧山ひろえ氏

- 国民民主党(11月19日)  
 税制調査会長 大塚耕平氏

※日本維新の会には、提言書を郵送した。

### ② 政府関係

- 財務省(10月14日)  
 財務副大臣 中西健治氏
- 国税庁(11月26日・表敬訪問)  
 長官 可部哲生氏  
 次長 鎌水洋氏  
 課税部長 重藤哲郎氏
- 総務省(10月19日)  
 自治税務局長 稲岡伸哉氏
- 中小企業庁(10月21日)  
 長官 前田泰宏氏  
 事業環境部長 飯田健太氏

大北法人会では、管内の各市町村長および各議会議員に対して提言活動を行いました。

- 大町市 (12月14日)  
 牛越徹市長、中牧盛人議長
- 池田町 (1月7日)  
 齋聖章町長、倉科栄司議長
- 松川村 (12月23日)  
 平林明人村長、平林寛也議長
- 白馬村 (12月22日)  
 下川正剛村長、北澤禎二郎議長
- 小谷村 (12月9日)  
 中村義明村長、北村利幸議長



大町支部  
 牛越市長へ  
 提出



白馬支部  
 下川村長へ  
 提出

## 確定申告会場への来場を検討されている方へ

### 感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅からお電話やチャットボットでも可能です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

### 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- ✓ 入場整理券は各会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行の詳細な方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

### 確定申告会場における感染防止対策

#### 確定申告会場にお越しになる方へのお願い

#### 入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

#### マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

#### 少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

#### 税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



## スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

**STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス**

税務署に行く手間がかりません 確定申告

確定申告期間中は24時間いつでも利用できます

スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます

**STEP 2 申告書を作成**

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

**STEP 3 申告書を提出**

- 国税庁ホームページからe-Taxで送信
- 印刷して郵送等で提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。

**e-Taxの送信方法は2通り**

**マイナンバーカード方式**

① マイナンバーカード      ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ

**ID・パスワード方式**

① ID (利用者識別番号)  
② パスワード (暗証番号)

確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書投遞と一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。  
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

## 入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

**STEP 1**

国税庁を「友だち追加」

国税庁  
LINE公式アカウント



**STEP 2**

「相談を申し込む」を選択



**STEP 3**

税務署・希望日時を選択



**STEP 4**

申込完了→会場で提示



**STEP 1** LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

**STEP 2** 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

**STEP 3** 税務署や来場希望日時を選択

**STEP 4** 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月中旬以降サービスを開始する予定です。

入場時にはこの画面をご提示ください

# 令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

## ◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
9,800円(税込10,780円)		

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

## ■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)	9,800円(本体価格)	9,800円+税
------------	--------------	----------

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

会員企業訪問

有限  
会社 穂坂工業 (松川村)



今回は、松川村で建設業を営んでいる有限会社穂坂工業様を訪問させて頂き、代表取締役の平林悟さんと経理事務を担当されている奥様にお話を伺ってまいりました。場所は信濃松川駅のすぐ東、土地勘の鈍い私は道に迷いお約束の時間から大きく遅刻してしまいましたが、お二人は暖かく迎えてくださいました。本当にすみませんでした。

穂坂工業様は、創業昭和18年、設立は昭和45年7月で昭和63年11月10日平林悟さんが2代目として社長に就任されました。

主に公共工事や民間工事などの土木一式工事を請け負っていらっしゃいます。

社長さんは、「信頼されるような会社でいるためにも常に丁寧な仕事をするように心掛けている。お客様や元受けの会社に信頼されることが大切」と語ってくださいました。

新型コロナウイルス感染症による仕事への影響は今のところないそうですが、これから益々感染が拡大していくと場合によっては作業が止まり竣工が遅れてしまう事もあるのではないかとという事を心配されていました。

ご家族の事をお聞きすると、当初定年の時が来たら廃業しようとお夫婦で考えていたそうですが、突然ご子息から「後を継ぎたい」という気持ちを伝えられ、「本当に驚いた」と口を揃えて嬉しそうにおっしゃいました。ご子息は小さい頃から重機などの機械類が好きだったそうですが、それを扱う父親である社長さんの働く姿に憧れを持っていたのではないのでしょうか。そうお伝えすると少し照れながら笑顔を浮かべるお二人がとても微笑ましく感じられました。

現在の悩みは人材不足である事、以前はその労働環境・作業内容が3K(きつい、汚い、危険)と言われる事もあったそうですが、今の勤務状況は昔とは比べ物にならないくらい良くなっているとの事、それを知ってもらい建設業に携わる人材が増えて欲しいと話されました。

そして今お考えになっていることは、「会社の組織作り、従業員がちゃんと揃ってこそ良い仕事に繋がっていく、この形をしっかりと整えて次世代に引き継いでいきたい」と熱く語ってくださいました。社長さん、奥様お忙しいところお話を伺わせて頂きありがとうございました。

有限  
会社 穂坂工業

〒399-8501

北安曇郡松川村7019番地

一般土木工事施工

## トピックス

# 中小企業の 『同一労働同一賃金』について



社会保険労務士 みずの **水野** まさや **誠也**

「働き方改革」については、平成31年4月から改正法が順次施行されているところですが、本年4月1日には有期雇用・パートタイム労働法の改定部分が中小企業にも適用されます。今回は適用が目前に迫った有期雇用・パートタイム労働者に関連した働き方改革を取り上げます。

## 1 中小事業者にとっての「同一労働・同一賃金」とは？

働き方改革の取組の一つに、「同一労働・同一賃金の実現」があります。

厚生労働省では、同一労働・同一賃金を「同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの」と定義付けています。具体的には、国が示す「同一労働同一賃金ガイドライン」を踏まえて、各事業者において基本給をはじめとするあらゆる待遇について検討し、不合理な格差を解消してゆくこととなります。

中小事業者にとっては「同一労働・同一賃金」は取組が難しいと考える方が多いのではないのでしょうか。難しさを招く一因に、正規労働者と非正規労働者を全く同じ待遇にしなければならないという誤解があるのかと感じます。

同一労働・同一賃金が目指すものは正規労働者・非正規労働者間の待遇差の「不合理な格差」を解消することであり、待遇に差を設けること自体を禁止するものではなく、また、待遇に差を設ける場合でも合理的な決定方法を義務付けるものでもありません。

例えば賞与を支給する場合ですが、「同一労働同一賃金ガイドライン」では、会社の業績への貢献に応じて支給する賞与の場合、正規労働者に賞与を支給した場合には、非正規労働者に対しても同一の貢献であれば同一の額で支給し、貢献度に違いがあれば、その違いに応じて支給しなければならないとされています。

「不合理な格差」とは、賞与支給の違いが、単に「非正規だから」という理由により差が生じている状態を指します。皆さんの事業所において、正規・非正規間に差があるのであれば、何によって差が生じているのかを突き詰めて検討する必要があります。説明ができない場合は「不合理な格差」と解釈される可能性がありますのでご注意ください。

その他の待遇についても、待遇の主旨目的と照らして不合理であってはならないとされますので検討いただくことが必要です。（詳細は2019年9月の会報にも掲載してありますのでご参照ください。）

## 2 すべての事業者が対象になる「説明義務」

不合理な待遇差の禁止と並び、取り組まなければならないのが「労働者に対する待遇に関する説明義務」への対応です。

今回の法改正によって、非正規雇用労働者は「正規労働者との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、設けている正規労働者との待遇差について説明をしなければならなくなりますので、いつ説明を求められても良いように説明ができるように準備しておく必要があります。厚生労働省のホームページで公開している「同一労働同一賃金取組手順書」などのツールを活用して準備いただくことをお勧めします。

## 3 採用・契約更新時の説明義務

今回の法改正により、採用の際および有期雇用契約更新の際に一定の項目について説明を行うことが義務とされました。具体的には「待遇・賃金決定・教育訓練・福利厚生・正規労働者への転換」の5項目について、講じている制度の内容を説明しなければなりません。この説明は非正規労働者からの求めがない場合でも実施する必要があります。説明は口頭で行うことが原則ですが、説明すべき事項が漏れなく記載され、容易に理解できる内容の文書を交付すること等によることも可能とされています。待遇差に関する説明書を作成する、あるいは労働契約書に説明内容を記載するなど、スムーズに説明ができるよう実施体制の整備が求められます。実施していない場合は法違反として行政指導の対象となりますのでご注意ください。

### (労働条件通知書「その他欄」への記載例)

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入状況 【 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他( ) 】</li> <li>・雇用保険の適用 【 有 , 無 】</li> <li>・その他</li> <li>・パート有期法第14条1項に基づくお知らせ</li> </ul>	
	項目	説明の内容
	1.待遇 (8条・9条関係)	正社員との不合理な差異とならないように待遇を決定します。正社員と同じ働き方をする場合は差別的な取扱いをしません。
	2.賃金決定 (10条関係)	職務の内容、成果、意欲、能力・経験により決定します。
	3.教育訓練 (11条関係)	用意している教育訓練は●●研修です。
	4.福利厚生 (12条関係)	福利厚生として●●の設備を利用できます。
5.正社員転換 (13条関係)	正社員転換制度があります。	

## 4 まとめ

冒頭の繰り返しになりますが、中小事業者でも本年4月1日から「同一労働同一賃金」への対応が必要となります。法人事業者だけでなく、個人事業主も取り組まなければなりません。これを機に正規非正規労働者の待遇差の確認、説明義務の強化など準備を進めてゆきましょう。

## 事業報告

### ◆地域社会貢献事業

#### ❖大町支部

11月18日、大町支部(蜜澤茂志支部長)は、桜の名所大町公園内に染井吉野の苗木1本を植栽し大町市へ寄贈しました。今回で3本目となる苗木も4月には花が咲き、桜の公園に彩りを添えてくれることでしょう。



#### ❖池田支部

6月16日、池田支部(中山久幸支部長)は、町内に設置しているコンクリート製プランター31基に花苗を植栽しました。町が促進している「花とハーブの町づくり」に協力している事業で、色とりどりの花々が町中を彩っています。



#### ❖松川支部

5月20日、松川支部(草深国芳支部長)は、村の「花の咲いている村づくり」事業に協賛し、安曇野ちひろ公園内に花の植栽作業を行いました。



#### ❖白馬支部

8月3日、白馬支部(宮尾英明支部長)は、プロジャズピアニスト椎名豊氏をお迎えし、ジャズの特徴を生かした教育活動として村内の中学生を対象に音楽指導を行いました。

#### ❖小谷支部

10月28日、小谷支部(郷津健支部長)は、村内2か所にクマ警告用の「野外チュウブラーベル」を作成し設置しました。冬眠時期を除き年間を通じてクマの出没情報が流れている地域なので、住民や散策する観光客に利用して頂き安全に過ごして欲しいと設置しました。



#### ❖女性部・青年部『綿の布』事業

女性部(伊藤松子部長)と青年部(曾根原幹二部長)は、平成15年より継続している『綿の布』事業を実施しました。会員企業より集めたタオル約1,000枚を女性部と青年部の部員が使いやすい大きさに切り揃え、会員企業より寄付されたボックスティッシュペーパー180箱と共に特別養護老人ホーム(池田町高瀬荘様、大町市カトレア様、白馬村白嶺様)3か所に寄贈致しました。



#### ◆経営支援事業

##### ❖講演会開催

12月9日、大町支部(蜜澤茂志支部長)は、大町市経営者協議会との共催により講演会を開催しました。講師には地元大町市出身の落語家柳家圭花氏をお迎えし、「笑いとお話を楽しませてもらいました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を十分に講じた上で開催致しました。



#### ◆税の啓発提言事業

##### ❖第7回税に関する絵はがきコンクール開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、租税教室を開催する小学校が少ない中、3校56名よりご応募を頂く事ができました。12月21日に審査会を行い受賞者10名が決定いたしました。作品は裏表紙でご紹介いたします。

##### ❖租税教室開催

11月26日、青年部(曾根原幹二部長)は、大町市立八坂小学校を訪問し、6年生児童を対象に租税教室を行いました。曾根原部長が講師を務め、佐藤幹事がパソコンを操作しました。コロナ禍の中、感染防止対策を充分に行い人数を制限して訪問させて頂きましたが、受け入れて頂いた学校に感謝しております。



## 法人会からのお知らせ



大北法人会HPは  
こちらから

### ●決算説明会・新設法人説明会の 研修用動画を公開しています

ホームページよりテキスト及び研修用動画を公開していますのでご利用ください。

#### 【研修用動画】

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 決算説明会     | テキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務』   |
| 新設法人説明会   | テキスト『新設法人のための会社の税金ガイドブック』 |
| 令和2年度税制改正 | テキスト『令和2年度税制改正のあらまし』      |

### ●インターネットセミナーのご案内

ホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

会員のID・パスワードは事務局へお問い合わせください。

### ●セミナー・DVD・CDレンタルサービスのご案内

ホームページから無料でセミナーのDVD・CDのレンタルサービスをご利用いただけます。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

#### ◆人気 DVD レンタルランキング

- 1位 コロナ危機を乗り越えるためのマネジメント ～ドラッカーに学ぶ～  
講師：中平 次郎
- 2位 困難でも折れない心を持つための7つの思考 ～逆境に負けないぶれない組織力～  
講師：川崎 雄司
- 3位 SDGsをめぐる動き  
講師：浜田 節子
- 4位 働き方の多様化で道が開ける ～身の丈サイズで続けられる これからのシゴトづくり～  
講師：三宅 哲之
- 5位 ～コロナによる自粛生活がもたらした疲労～ 心身の回復と今後の予防策  
講師：小久保 晴代

### ●自主点検チェックシートのご案内



企業の税務コンプライアンス向上のためのチェックシートです。ガイドブックもありますので是非企業のガバナンス確保のためにご利用ください。

自主点検チェックシート・ガイドブックには、基本事項の40項目（入門編）とさらなる内部統制の強化や税務リスク軽減のため83項目の2種類があります。

ホームページよりダウンロードが可能ですが、郵送をご希望の方は事務局までご連絡ください。（事務局（0261）22-3493）

令和2年度 第7回  
税に関する  
絵はがきコンクール

作品のご紹介



大北法人会女性部長賞  
中村優里さん



大町税務署長賞  
鈴木寧々さん



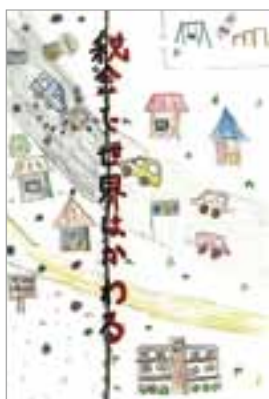
大北法人会賞  
大田愛朋さん



最優秀賞 富山璃子さん



審査員特別賞 川口小優さん



アイデア賞 吉田心優さん



デザイン賞 小林ゆめりさん



奨励賞 志水口綾音さん



奨励賞 千坂舞桜さん



奨励賞 池田景都さん